

高齢者医療制度に関する意見書

わが国の医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を支えてきました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行など大きな環境変化の中で、将来にわたって国民皆保険を堅持し、持続的かつ安定的な運営を確保していくためには、その再構築が急務となっており、現在国において、医療制度改革が推し進められているところです。

こうした中、昨年6月に可決、成立した医療制度改革関連法は、平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者医療制度を創設するとともに、70歳から74歳までの高齢者の医療費負担を1割から2割とすることなどを内容としています。

後期高齢者医療制度は、世代間の負担の公平化と財政基盤の安定化を図り、後期高齢者に適切な医療サービスを提供するよう制度設計がなされるべきであるが、現実には、高齢者の負担の増加を招く懸念が大きいと言わざるを得ません。生活を公的年金に依存する高齢者が安心して生活でき、必要な医療を受けられるよう、現在以上の負担増は抑制する必要があります。

さらに本制度については、国から交付される調整交付金が減額交付されることによる保険料への影響、保健事業実施等に伴う保険料への影響、75歳以上の被保険者に対する制度の周知など、さまざまな課題があり、このまま平成20年4月に実施されると混乱を来す恐れがあります。

よって、台東区議会は、国に対し、高齢者が安心して暮らすことができる医療制度の実現のため、下記事項について強く要望いたします。

記

- 1 後期高齢者医療制度について、平成20年4月からの実施を当面延期し、再検討すること。
- 2 70歳から74歳の高齢者の医療費負担を引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月31日

台東区議会議長 木下悦希

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 あて